

土岐紅陵高等学校 部活動方針

■目 標

部活動を通して、心身ともに健全な自己を確立し、自他尊重の精神に基づく望ましい人間関係を育成する。

■部の設置

運動系…テニス部男子、テニス部女子、バスケットボール部男子、バスケットボール部女子、
バレーボール部、卓球部、弓道部、硬式野球部、サッカー部、ウエイトリフティング部
文化系…茶道部、吹奏楽部、美術部、新聞部、科学部、漫画研究部、演劇部
特 別…地域貢献部、能力開花部

■活動時間・休養日

(1) 学期中

ア 原則として、週あたり平日1日以上、休日1日以上合計2日以上休養日を設けることとする。ただし、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。また、1日の活動時間については、以下の通りとする。

- (ア) 平日……2時間程度
- (イ) 休日……3時間程度

イ 定期考査期間

原則として、考査1週間前の考査発表から試験最終日前日までを活動禁止期間とする。ただし、次の場合に限り特別練習許可願を申請することで、許可を受けることができる。

- (ア) 大会やコンクールが考査終了後2週間以内にある場合は、活動禁止期間（考査発表から考査最終日前日まで）の活動の許可を申請することができる。
- (イ) 上記（ア）における活動の制限

活動時間は授業の最終終了時刻から1時間程度とする。ただし、いかなる場合も17時30分以降は生徒が校内に残ることは禁止とする。

ウ 朝練習

自主的な判断による活動とする。

(2) 長期休業中

学期中の休養日に準じた扱いとするとともに、ある程度長期の休養期間を設けることとする。

(3) その他

- ア 試合期や長期休業、遠征など、まとまった練習等の時間が必要となる場合には、超過した活動日数や時間については、休養日や時間を他の日に振り替える。
- イ (1)、(2)を原則とし、平日52日以上、休日52日以上、年間104日以上を休養日とする。

■体罰・ハラスメント等の廃止

部活動顧問（社会人、外部指導者を含む）は、運動部活動の実施に当たっては、体罰・ハラスメント・不適切な発言等のない指導をあらためて徹底する。

■安全配慮と緊急体制の整備

日頃から安全点検や安全指導、危機管理体制の確認等、事故防止に向けた取組を行う。

■保護者の理解と協力

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができないことから、年度当初に年間スケジュールや必要経費等、保護者に示す。